

(仮称)新潟市自治基本条例庁内検討メンバー会議(第5回)会議メモ

期日：平成18年2月24日

時間：午後1時00分～3時

会場：監査特別会議室

次 第

1. 自治基本条例検討について(本日の検討部分)

市政運営の諸原則に関する事項

- ・ 市政運営の基本原則
- ・ 参加と協働

これらの必要性、盛り込むべき内容について検討を行う。

1. 自治基本条例検討について

市政運営の諸原則(市政運営の基本原則) 前回に続く

[盛り込むべき内容]

- ・ 行財政運営の内容は、「自治体の自己革新」の考え方から、盛り込む必要がある。
- ・ その中で、行政サービス提供の基本原則としては、例えば民間委託の推進を行政と民間の果たすべき役割として説明する意味からも、「最小の経費で最大の効果を上げるよう努める」という内容を盛り込む必要がある。
- ・ 住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、「最小の経費で最大の効果を上げるよう努める」という盛り込み方がよいのではないか。他市のような市民満足度の向上に努める、という曖昧な記述はしない。
- ・ 総合的な市政の推進としては、後ほどの政策の推進として総合計画の内容も盛り込むので、ここでは特に触れない。
- ・ 組織・職員等としては、そこまで細かい内容を行財政運営として盛り込む必要はないだろう。

市政運営の諸原則（参加と協働）

【必要性の検討】

< 必要性 >

< 理由 > ・他都市でも盛り込まれている内容。

【盛り込むべき内容】

- ・男女共同参画については、参加・協働というよりも人権・平等の問題として、自治の基本原則で触れることとし、ここでは特に記述しない。参加・協働は住民自治の手段であり、男女共同参画は男女平等な社会実現という目的から基本原則で触れるべきだろう。そして解説文で男女協働参画条例に触れる。
- ・情報の提供については、大原則として積極的な提供にあり、そのような盛り込み方が必要。提供の意味は、公開要求に対し提供するものか、求められたら出すのではなく、不特定多数の人に対し市の財務状況などを HP、市報などで積極的に出していくことか。
- ・現情報公開条例に提供の記述はほとんどないが、情報公開条例の改正では、提供についてさらに盛り込む方向。自治基本条例では、情報公開条例の改正に合わせ、情報提供の重要性から、積極的な提供の姿勢を出していかなければならない。
- ・その上で、情報を公開、提供し、共有するという盛り込みが必要。
- ・会議公開の原則については、努力義務として原則公開を盛り込む。公開対象会議は会議の公開に関する指針（附属機関及びそれに準ずる会議レベル）に合わせ盛り込む。法律によるもののほかは、市長部局の指針に合わせ各行政委員会も公開に関する要綱などの整備が必要となる。
- ・意思決定過程の情報の提供については、意思決定に市民が積極的に関わること（参画）、決定過程の情報をお知らせする（説明責任）ことの2面がある。現在の状況で節目ごとなら可能でもすべての過程の提供は難しいが、市民からは求められている部分であること、また前段の積極的な提供から続く流れであることから盛り込む必要はあるのではないかと結論はここでは出せない。
- ・情報の収集及び管理については、個人情報保護条例が基本となるが、他都市では圧倒的に（情報の信頼度を高めるため）個人情報を保護すると謳っているところが多い。市民自治の観点から考えると、情報の提供と対にして個人の権利・利益が侵害されないよう個人情報を保護するとの盛り込み方がここでは良いのではないかと。しかし基本的人権の擁護と信頼性の確保の観点から、この情報の共有の枠組みとは別に、市が所有する個人情報を保護するとの盛り込み方も必要。盛り込み方についてはさらに検討。